

## (2) 労働争議の発生件数等

労働争議の発生件数は2005年まで減少傾向にあったが、2006年には前年より42件増加し158件となった後、2007年、2008年と140件台が続いている。

〈表2-21〉イギリスの労働争議件数等の推移

		(件、千日)											
年	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009
労働争議件数	216	166	205	212	194	146	133	130	116	158	142	144	
労働損失日数	235	282	242	499	525	1,323	499	905	157	755	1,041	756	

資料出所 国家統計局ホームページ

## 5 労働施策をめぐる最近の動向

### (1) 金融危機後のイギリスの基本戦略について

イギリス政府は、金融危機後の不況から単に回復するだけでなく、イギリスの企業及び国民が競争している世界を根本的に変様させているグローバル経済の構造的な変化に立ち向かうために緊急に取り組まなければならない事項として、技術革新、技能向上、金融そしてインフラ整備を上げている。

イギリス国民の技能向上については、前述(134ページ2(7)a)の通り、現在、2006年に発表されたレイチ委員会最終報告書に従って、他の主要先進国に比べ低位にあると指摘されているイギリスの教育・技能水準を2020年までにトップクラスに引き上げることを目指し、企業・個人向けの支援への政府補助の集中等一連の制度改革が実施されているところであるが、2009年11月に発表された白書「成長のための技能：経済成長と個人の成功のための国家戦略 (Skills for Growth: a national strategy for economic growth and individual prosperity)」<sup>(注51)</sup>において、未来の産業及び仕事を支える技能、すなわちハイテク、低炭素、あるいは、より高度な価値が付加された産業分野に対応する技能を身につけるための国家戦略を明らかにした。同戦略では、今後イギリス政府は、①さらに多くの上級養成訓練 (Advanced Apprenticeships) を通じて現代的な技術者クラスを創設すること、②未来の成長及び仕事が見込まれる分野の技能に投資すること、③人々に選択の自由及びコース内容についての豊富な情報を与えることにより、技能口座 (Skills Account)<sup>(注52)</sup>を通じて個人の能力を向上させること等について明らか

にしている。なお、同戦略により、2006年に発表されたレイチ委員会の最終報告書に基づく目標の優先順位やアプローチ方法の一部が変更されることとなった。

### (2) 2009年養成訓練、技能、子供及び学習法について

2008年1月に発表された白書「世界等級の養成訓練：才能を開花させ、全ての人の技能を高める (World class Apprenticeships: Unlocking talent, building skills for all)」によって提案された、養成訓練制度 (Apprenticeships) の拡大及び強化を内容とする2009年養成訓練、技能、子供及び学習法 (Apprenticeships, Skills, Children and Learning Act 2009) が2009年11月12日に成立した。

同法に含まれる内容のうち、雇用に関する主なものは、以下のとおりである。

#### a 被雇用者に対する教育・訓練機会を求める権利の付与

全ての被雇用者は、教育・訓練機会を受けるために休暇を取る権利を付与される。ただし、事業主は、経営上必要となる十分な理由があれば、それを拒否することができる。なお、事業主には、訓練費用の支払い義務や訓練期間中の給料支払い義務は生じない。

#### b 職場体験の機会の促進

地方自治体は、義務教育後かつ19歳未満の若者及び、19～25歳までの学習困難者に対する職場体験の機会を促進しなければならない。

#### c 学習技能委員会の廃止、若年学習支援局及び技能助成最高執行官の設置

学習技能委員会 (Learning and Skills Council)<sup>(注53)</sup>を廃止する。

現在学習技能委員会が行っている16歳以降の教育に対する企画・助成の役割は地方自治体に委譲し、地方自治体を支援する組織として若年学習支援局 (Young People's Learning Agency (YPLA)) を設置する。

また、学習技能委員会がこれまで担ってきた19歳以

降の教育・訓練に対し責任を負う技能助成最高執行官(Chief Executive of Skills Funding)を設置する。なお、学習技能委員会の助成機能については、2010年4月からは技能助成最高執行官の下に設置される技能助成局(Skills Funding Agency: SFA)に引き継がれる予定である。

#### d 養成訓練場所の確保義務

技能助成最高執行官は、義務教育後かつ19歳未満の若者等であって、レベル2又はレベル3の訓練を受講する資格のある全ての者に対し、養成訓練を行う場所を確保する義務を負う。

### (3) EUの派遣指令に対応する国内法整備について

ビジネス・イノベーション・技能省は、2度のコンサルテーション(一般への意見聴取プロセス)を経て、2010年1月、派遣労働者に対し、就業開始後12週間の後に、同じ仕事に直接雇用される労働者と同水準以上の労働条件(労働時間、時間外労働、休憩・休息、夜間勤務、休暇・祝日、給与)を保障することを内容とする規則案を議会に提出した。同省によれば、経済回復がより堅調になるまで企業に対する急激な変化を避けることを考慮した結果、同案の施行日は2011年10月となっている。なお、当該規則案の整備は、2008年11月に成立したEUの派遣労働指令に基づくものであり、当該指令では、加盟国は成立から3年後の2011年12月までにこれに対応する法整備の実施を義務づけられている。

### (4) 平等法案について

2009年4月、イギリス政府は9つの法律及び規則により規定されてきた差別禁止・平等確保措置を単一の法律案に統合し、かつ、内容を拡充した平等法案を提出した。同法案は、2010年秋の施行を目指し、2009年11月現在、継続審議となっているところである。

(注1) グローバル経済下の競争に勝ち、将来のイギリスの雇用を創出するために、企業、技能を有する人々、イノベーション、世界に通用する科学・研究の強化に関する施策を統一的行うための単一の組織を創設することを目的とし、2009年6月にビジネス・企業・規制改革省(BERR)とイノ

ベーション・大学・技能省(DIUS)の統合により、新たに誕生。

(注2) 福祉から就労へ(Welfare to Work)とは、労働党政権が推進する就労年齢にある人々が働くことが可能である場合には働くための援助を行い、働くことを奨励する政策である。イギリスの求職者給付や、ニューディールなど多くの施策がこの政策に基づいて行われている。

(注3) ニューディールは、現労働党政権による「福祉から就労へ(Welfare to Work)」施策の柱であり、若年失業者、長期失業者、障害者、一人親、高齢者、失業者の無収入配偶者、ミュージシャンといった特定の求職者グループごとに就業支援プログラムを実施。参加者一人一人にパーソナル・アドバイザーがつき、就職活動を一貫してサポートする。就職困難者に対する職業訓練や就労体験の機会の提供により、エンプロイアビリティを高め、生涯を通じた雇用の保障を図ることを目指した。これまでのニューディール政策の詳細については、厚生労働省大臣官房国際課(2008)「2007～2008年海外情勢報告」p.32参照のこと。

(注4) 2007年7月に発表された緑書「In work, better off: Next steps to full employment」への回答。雇率80%と世界等級の技能(World Class Skills)という長期的な目標の実現に向けた政府の今後の取組を取りまとめた。(http://www.dwp.gov.uk/policy/welfare-reform/legislation-and-key-documents/ready-for-work/)参照。)

(注5) 18～24歳の若年者で、6ヶ月以上失業状態にあり求職者給付(Jobseeker's Allowance)を受給しているすべての者が対象。強制参加であり、参加を拒否した者は求職者給付の受給資格を失う。参加者には、プログラム全体を通して参加者を支援する担当者(パーソナル・アドバイザー)がつけられる。対象者は、まずゲイトウェイ(Gateway、最長4ヶ月)の期間中、職業能力を判定しながら就職に向けて集中的なカウンセリング、ガイダンスや求職活動支援等を受ける。この期間中に就職できなかった者は、パーソナル・アドバイザーと合意の上、訓練や就労体験等の4つのオプションへの参加が義務づけられる(Optional)。上記オプション期間終了時においてもまだ就職できない者は、さらに26週間は助言及び求職活動に関する支援を受けることができる(Follow Through)。(詳細については、厚生労働省大臣官房国際課(2008)「2007～2008海外情勢報告」p.33参照のこと。)

(注6) 長期失業者向けニューディール政策。25歳以上年金受給年齢以下の者で一定の条件を満たしたものが対象。18ヶ月以上失業状態にあり求職者給付(Jobseeker's Allowance)を受給している者及び21ヶ月の間に18ヶ月求職者給付を受給している者は強制参加であり、参加を拒否した者は求職者給付の受給資格を失う。参加者には、プログラム全体を通して参加者を支援する担当者(パーソナル・アドバイザー)がつけられる。対象者は、まずゲイトウェイ(Gateway、最長4ヶ月)の期間中、職業能力を判定しながら就職に向けて集中的なカウンセリング、ガイダンスや求職活動支援等を受ける。この期間中に就職できなかった者は、パーソナル・アドバイザーの支援を受けながら、就労、訓練あるいは自営業を始める準備等の集中活動(intensive activity)を行う。同期間中は、求職者給付と同額のニューディール給付(New Deal Allowance)を受給できる。同期間

終了後も就職できなかった者は、新たに求職者給付の申請を行う必要があり、さらに6～13週間は助言及び求職活動に関する支援を受けることができる (Follow Through)。(詳細については、“New Deal 25+ Operation Guidelines (<http://www.delni.gov.uk/new-deal-25plus-op-guidelines>)、イギリス政府ポータルサイト“DirectGov” ([http://www.direct.gov.uk/en/Employment/Jobseekers/programmesandservices/DG\\_173718](http://www.direct.gov.uk/en/Employment/Jobseekers/programmesandservices/DG_173718))参照のこと。)

(注7) 仕事を探している50歳以上の者に対し、パーソナル・アドバイザーが1対1で相談に応じ、履歴書の書き方を教えたり、採用面接のための交通費の補助や訓練・試用の機会を提供したりするなど、実践的な支援を行う。1999年より実験試行、2000年4月から本格開始。(厚生労働省大臣官房国際課(2008)『2007～2008海外情勢報告』p.34)

(注8) 高失業地域を対象に、通常公共職業安定機関である「ジョブセンター・プラス」が行っている職業紹介業務を官民共同出資の「ワーキングリンクス」その他の民間事業者に対し、「福祉的措置の対象である長期失業者」に対する①就職意欲の喚起、②カウンセリング、③職業紹介、④就職後の職場定着指導等の就職支援を委託。2000年より開始。(出所：平成19年4月6日経済財政諮問会議厚生労働省提出資料「ハローワークについて」)

(注9) “Phase TWO –Flexible New Deal Provision Specification and Supporting Information” (2009年6月発表) ([http://www.dwp.gov.uk/docs/fnd\\_phase\\_2\\_pqq\\_spec.pdf](http://www.dwp.gov.uk/docs/fnd_phase_2_pqq_spec.pdf)) Annex 1 1.4 参照。

(注10) Further Education Funding CouncilとTraining and Enterprise Councils を統合して2001年に設置された外郭公共団体 (non-departmental public body)。イングランドにおける大学教育以外の高等教育と職業訓練の計画及び財政的支援を実施 (<http://www.lsc.gov.uk/aboutus/>)。なお、2008年教育技能法 (Education and Skills Act) により設置が法制化されたが、2009年11月に成立した2009年養成訓練等法 (Apprenticeships, Skills, Children and Learning Act 2009) により同委員会は廃止され、2010年4月からは技能助成局 (Skills Funding Agency: SFA) に改組される。(養成訓練等法の内容の詳細については、140ページ5(2)参照のこと。)

(注11) 労働・年金省2009年9月28日付プレスリリース (<http://www.dwp.gov.uk/newsroom/press-releases/2009/september-2009/dwp038-09-280909.shtml>)

(注12) 136ページ2(7)c参照。

(注13) 労働・年金省2009年2月11日付プレスリリース (<http://www.dwp.gov.uk/newsroom/press-releases/2009/february-2009/stat-110209.shtml>)

(注14) 1年近く失業状態にある18歳から24歳までの若年者を主な対象として、2009年10月から2011年3月までの間に地方自治体や第三セクター等からの提案を入札にかけ、15万人分の新たな雇用を創出するために創設された10億ポンドの基金。15万人分のうち、少なくとも10万人分については若年者を、5万人分については特に失業者が多い地域 (unemployment hotspots) を対象とするとともに、概ね1万人分についてはグリーン・ジョブの分野において創設され

ることが期待されている。創出される職は最低賃金以上の給与、週25時間以上、かつ6ヶ月以上継続するものであることが求められ、1つの職につき、最大6500ポンドの助成金が支給される。

(注15) 6ヶ月以上求職者給付を受給している失業者を採用した際に、事業主に対し、採用時に500ポンド、26週間経過後にさらに500ポンドの計1000ポンドが支給される制度。本制度の対象となる職は、最低週16時間以上のものでなければならない。2009年6月より開始。

(注16) 公共団体、民営団体又は第3セクターによって最大6ヶ月間提供される職業経験。当該職業経験は、共同体に貢献するものであり、かつ、参加者が持続的な就職先を見つける機会を増やすことができるよう、エムプロイアビリティ及び職務関連技能を向上させることを主たる目的として計画されたものであることが必要となる。

(注17) 労働・年金省2009年7月29日付プレスリリース及び同年9月2日付プレスリリース

(<http://www.dwp.gov.uk/newsroom/press-releases/2009/july-2009/dwp022-09-290709.shtml>,

<http://www.dwp.gov.uk/newsroom/press-releases/2009/september-2009/dwp030-09-020909.shtml>)

(注18) 脚注14参照。

(注19) 132ページ2(4)参照。

(注20) 求職者がグループで行う自主的な求職活動を、活動場所や活動資源(電話、文房具、新聞など)の提供、専門家によるアドバイス等により支援するもの。イギリスでは1980年代半ば以降ジョブセンターの有力な支援メニューとなり、求人情報の提供の他、効果的な求職活動の仕方等を伝授している。また、求職活動のための切手、電話、新聞等が無料で利用できる。

(注21) 特別の相談員と1対1 (one to one)で行う個別インタビュー。

(注22) コネクションズ・サービスの詳細は、厚生労働省大臣官房国際課(2008)『2007～2008海外情勢報告』p.33参照のこと。

(注23) イギリス政府ホームページ及びジョブセンター・プラスリーフレット

([http://www.direct.gov.uk/en/MoneyTaxAndBenefits/BenefitsTaxCreditsAndOtherSupport/Employedorlookingforwork/DG\\_10018757](http://www.direct.gov.uk/en/MoneyTaxAndBenefits/BenefitsTaxCreditsAndOtherSupport/Employedorlookingforwork/DG_10018757),

[http://www.jobcentreplus.gov.uk/JCP/stellent/groups/jcp/documents/websitecontent/dev\\_015482.pdf](http://www.jobcentreplus.gov.uk/JCP/stellent/groups/jcp/documents/websitecontent/dev_015482.pdf))参照。

(注24) Jobseekers Act 1995 (c.18) § 1,2

(注25) 所得補助 (Income Support: IS) は、受給者の所得が一定水準に達するように補足する給付であり、低所得者に対する公的扶助制度の中心として重要な役割を果たしている。

(注26) 脚注10参照。

(注27) 131ページ2(3)～(5)参照。

(注28) 雇用・技能委員会ホームページ (<http://www.ukces.org.uk/about-ukces/about-the-uk-commission/>)参照。

(注29) イギリス全土をカバーする事業主主導の独立組織で、事業主のニーズに応えた技能制度を構築することを目的とす

る。全部で25の分野別技能委員会があり、企業の技能・訓練に関するニーズを代弁、イギリスの労働力の90%以上をカバーする。雇用・技能委員会(脚注28参照。)を通じて政府が許可を与える。(http://www.dius.gov.uk/skills/sector\_skills\_councils)

- (注30) 義務教育(16歳まで)終了後、大学進学を目指して引き続き在学する若者以外の若者を対象として職業教育訓練等を実施する機関。
- (注31) e-ラーニングによる教育訓練コースを提供する機関。産業大学(University for Industry: Ufi)により運営。
- (注32) “Prosperity for all in the global economy - world class skills - Final Report” (2006年12月) (http://web.archive.nationalarchives.gov.uk/+http://www.hm-treasury.gov.uk/d/leitch\_finalreport051206.pdf)  
同報告書では、具体的には、①業種別技能委員会(SSCs)(脚注29参照。)の改革、権限強化、②雇用・技能委員会(UKCES)(脚注28参照。)の設置、③全国職業資格(National Vocational Qualification: NVQ)(脚注34参照。)レベル2(非熟練レベル)取得の推進などが提言されており、イギリス政府は、2007年7月に同報告書の提言をほぼ全面的に受け入れた実行計画「世界等級の技能：イングランドにおけるレイチ報告の実行計画」(“World Class Skills: Implementing the Leitch Review of Skills in England”)を発表した。詳細については、厚生労働省大臣官房国際課(2008)『2007～2008年海外情勢報告』p.41参照のこと。
- (注33) 1997年に既存の職業資格と学業資格の各5段階を同等の資格として対応づけるものとして導入された資格枠組みで、2006年からはそれまでのレベル4及びレベル5をさらに5段階に分類しなおし、レベルをエントリーレベルからレベル8までの9段階とすることにより、大学その他の高等教育機関に対応する高等教育資格枠組み(Framework for Higher Education Qualifications(FHEQ))との比較が容易にできるように改訂された。
- (注34) NVQsは、1986年に発足したイギリスの職業全体を網羅する職業能力評価制度であり、職種ごとに5つのレベルが設定されている。学習者が設定されている基準を満たすことによって、その職務の遂行能力を有していることを証明する。資格レベルの段階が職種横断的であり、かつ、教育資格と関連づけられている点に特徴がある。なお、NVQsのレベル1からレベル5まではそれぞれ、NQFのレベル1からレベル5に対応している。(詳細については、厚生労働省大臣官房国際課(2008)『2007～2008年海外情勢報告』35ページ参照のこと。)
- (注35) 脚注29参照。
- (注36) 脚注10参照。
- (注37) 中小企業に様々なビジネス機会を提供することを目的とし、オンライン(http://www.businesslink.gov.uk)及び各地に存在するアドバイザーとの面談等を通じて、中小企業に対しコンサルティングや情報提供サービス等の支援を実施するサービス。貿易産業省(当時)により1993年に開始された。現在はビジネス・イノベーション・技能省に引き継がれている。
- (注38) 脚注29参照。
- (注39) 2008年1月に設立が公表され、2009年4月に正式に活動を開始した。イノベーション・大学・技能省及び子供・学校・家族省の監督の下で、養成訓練制度に関する全般的な責任を負う。事業主、訓練生双方の相談に乗るとともに、ウェブサイトを通じた事業主と訓練生のマッチングも行う。
- (注40) 訓練補助額は、訓練生の年齢に応じて異なっており、16歳から18歳は100%、19歳から24歳は50%、25歳以上は態様に応じて(contribution for specified places)、訓練機関へ直接支払われる。
- (注41) 2001年に創設された短期高等教育の修了者に授与される学位。在学2年間で実践的知識・技能の習得を目指す。なお、学士取得課程への編入が認められる。
- (注42) イギリス政府ポータルサイト“DirectGov”(http://www.direct.gov.uk/en/Employment/Employees/TheNationalMinimumWage/index.htm)参照。
- (注43) 21歳の者については、2010年10月からは一般の最低賃金が適用されることとなっている。
- (注44) 養成訓練生(apprentice)(136ページ2(7)d参照。)については、現在、19歳未満の者及び訓練開始後1年以内の19歳以上の者については最低賃金制度の適用が除外されているが、2009年6月にビジネス・イノベーション・技能省が低賃金委員会(Low Pay Commission)に対し行った諮問では、養成訓練生(apprentice)に対する最低賃金制度適用に当たり、適当と思われる最低賃金額、適用の際に求められる要件及び適用開始時期について勧告するよう求める内容が含まれている。当該諮問を受けた低賃金委員会の勧告は、2010年2月末までに行われる予定である。(http://nds.coi.gov.uk/clientmicrosite/content/detail.aspx?NewsAreaId=2&ReleaseID=403364&SubjectId=2&clientid=431)
- (注45) イギリス政府ポータルサイト“DirectGov”(http://www.direct.gov.uk/en/Employment/Employees/WorkingHoursAndTimeOff/index.htm、  
http://www.direct.gov.uk/en/Employment/Employees/Timeoffandholidays/DG\_10029788)、  
労働政策研究・研修機構(2005)『諸外国のホワイトカラー労働者に係る労働時間法制に関する調査研究(労働政策研究報告書No.36)』p10～17、p141～176参照。
- (注46) 労使の合意により深夜労働の時間帯を変更することができる。ただし、深夜0時～午前5時までを含む連続した7時間であることが必要。
- (注47) 通常の労働時間のうち少なくとも3時間以上を夜間に働くことが常態となっている労働者のことを言う。
- (注48) イギリス政府ポータルサイト“DirectGov”(http://www.direct.gov.uk/en/Employment/RedundancyAndLeavingYourJob/Dismissal/index.htm)、  
労働政策研究・研修機構(2005)『諸外国の労働契約法制に関する調査研究(労働政策研究報告書No.39)』p248～256参照。
- (注49) 自動的な不正解雇に該当する項目については、イギリス政府ポータルサイト“DirectGov”(http://www.direct.gov.uk/en/Employment/RedundancyAndLeavingYourJob/Dismissal/DG\_10026692)参照のこと。

- (注50) イギリス政府ポータルサイト“DirectGov”  
(<http://www.direct.gov.uk/en/Parents/Moneyandworkentitlements/WorkAndFamilies/index.htm>)参照。
- (注51) ビジネス・イノベーション・技能省ホームページ(<http://www.bis.gov.uk/policies/skills-for-growth>)参照。
- (注52) 大学に進学しない18歳以上のすべての若者・成人を対

象に、それぞれ口座番号と訓練アカウントが記録されたカードを付与、政府の認定する訓練プロバイダーによる受講費用をバウチャーにより補助する。個々の受講者のニーズや選択に合わせた費用補助と受講記録管理の方策として、レイチ委員会最終報告書(2006年発表)(脚注32参照。)において提言され、2010年からの導入が予定されている。

- (注53) 脚注26参照。

## ドイツ

### 1 経済情勢

ドイツの実質GDP成長率は、2008年第Ⅳ四半期以降マイナス成長となっており、2009年の第Ⅲ四半期は対前年同期比4.7%減となっている。<sup>(注1)</sup>

〈表2-22〉ドイツの実質GDP成長率

年	2007	2008		2009			
		Ⅲ	Ⅳ	Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	
実質GDP成長率	2.5	1.3	1.4	-1.7	-6.4	-7.0	-4.7

資料出所 ドイツ連邦統計局(DESTATIS)  
“National Accounts:Gross Domestic Product, Quarterly and annual results, 3rd Quarter 2009”  
(注) 四半期の数値は対前年同期比。

### 2 雇用・失業対策

#### (1) 雇用・失業情勢

ドイツの雇用・失業情勢は、2009年には世界経済危機の影響を受け、失業者数、失業率ともに前年に比べて増加した。但し、2009年12月の失業者数は328万人、失業率7.8%となっており、2009年のピークであった3月(失業者数359万人、失業率8.6%)に比べて減少している。<sup>(注2)</sup>

〈表2-23〉ドイツの雇用・失業の動向

年	2006	2007	2008	2009	2009			
					Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ
就業者数	39,075	39,724	40,279	40,242	39,994	40,254	40,518	40,416
被用者数	26,354	26,855	27,458	27,380	27,344	27,380	27,800	-
失業者数	4,487	3,777	3,268	3,423	3,586	3,410	3,346	3,276
失業率	10.8	9.0	7.8	8.2	8.6	8.1	8.0	7.8

資料出所 ドイツ連邦雇用庁(BA)  
“Der Arbeits-und Ausbildungsmarkt in Deutschland, Monatsbericht Dezember und Jahr 2009”  
“Der Arbeits-und Ausbildungsmarkt in Deutschland, Monatsbericht Januar 2010”

- (注1) 就業者数(Erwerbstätige)には、職業訓練生を含む。  
(注2) 被用者数は、社会保険加入義務のある被用者(Sozialversicherungspflichtig Beschäftigte)。  
(注3) 失業者数(Arbeitslosen)は、「社会法典第3編(SGBⅢ)第16条(失業)の定義に基づき、連邦雇用庁(BA)に失業登録をした者で、失業率(Arbeitslosenquoten)はこれを基に算出される。  
(注4) 2009年の四半期ごとの数値は、各3月、6月、9月、12月の数値となっている。

#### (2) 雇用・失業対策の概要

雇用・失業対策について、ドイツ連邦労働・社会省(Bundesministerium für Arbeit und Soziales: BMAS)が施策を立案し、公法上の法人(Körperschaft des Öffentlichen Rechts)である連邦雇用庁(Bundesagentur für Arbeit: BA)<sup>(注3)</sup>が、求職者への職業紹介、失業保険制度の運営及びその他の雇用就業対策を実施している。

連邦雇用庁(BA)の本部はニュールンベルグにあり、州レベルでは10の地域総局(Regionaldirektion)、地方レベルでは176の公共職業安定所(Agentur für Arbeit: AA)と約610の支所(Geschäftsstelle)を擁している。<sup>(注4)</sup>

#### (3) 若年者雇用対策

ドイツにおける若年者雇用対策は、学校から職業生